

I 序論（案）

I 序論

1 計画策定の目的等

	(1) 計画の目的	P 1
	(2) 計画の根拠	P 1
	(3) 計画の構成と期間	P 2
	(4) 計画の推進体制	P 3

2 加須市の特性

	(1) 加須市の現況	P 4
	(2) 社会情勢の動向	P 9
	(3) 市民満足度の状況	P 18
	(4) まちづくりの課題	P 29

1 計画策定の目的等

(1) 計画の目的

本市は、平成 22 年 3 月の合併後、向こう 10 年間のまちづくりの指針として「第 1 次加須市総合振興計画」を平成 24 年 1 月に策定するとともに、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための 5 カ年戦略として「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28 年 2 月に策定し、市の将来都市像の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりを基本に、その推進に取り組んできました。

このような中、「第 1 次加須市総合振興計画」の取組を評価し、本市が直面する課題の解決、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、今後の 10 年・20 年を見据えたまちづくりの指針として「第 2 次加須市総合振興計画」を令和 3 年 2 月に策定しました。

このたび、同計画の「前期基本計画」の計画期間が令和 7 年度をもって終了することから、年々変化する社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、行政課題に的確に対応していくため、「基本構想」について必要な見直しを行うとともに、「後期基本計画」を策定するものです。

なお、「後期基本計画」は、「前期基本計画」に引き続き、「第 3 次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した一体的な計画として策定します。

(2) 計画の根拠

平成 23 年の地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体独自の判断に委ねられることとなっています。

本市においては、平成 23 年 10 月に「加須市協働によるまちづくり推進条例」を制定し、同条例第 5 条において、総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想を定めることが明記されています。

また、平成 30 年 7 月には「加須市議会基本条例」を制定し、同条例第 23 条において、加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関することを議会の議決事件としています。

■加須市協働によるまちづくり推進条例（平成 23 年加須市条例第 21 号）

（協働によるまちづくりの基本原則）

第 5 条 私たちは、次に掲げる 3 原則に基づき、協働によるまちづくりを推進します。

（1）・（2） 略

（3） 目標共有の原則 私たちは、加須市の一体性を確保しながらまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的なまちづくりの基本構想を定め、これを共通の目標としてまちづくりに取り組みます。

■加須市議会基本条例（平成 30 年加須市条例第 34 号）

（議決事件）

第 23 条 法第 96 条第 2 項の規定により、次に掲げるものを議会の議決すべき事件とする。

（1） 加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関すること。

（2）・（3） 略

(3) 計画の構成と期間

本計画の計画期間は、令和3年度から目標年度である令和12年度までの10年間とし、基本構想・基本計画で構成します。

また、後期基本計画に「第3次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含し、本市のまちづくりの指針となる2つの計画を一体的な計画として構成します。

なお、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

<基本構想（10年間）>

まちづくりの基本的な考え方を示した基本理念や将来都市像を定め、その実現に向けた基本目標と、基本目標を達成するために取り組む施策の基本方針を明らかにします。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

<基本計画（5年間）>

基本構想で定めた将来の目標などを実現するための基本的政策を体系的に整理し、具体的に実施する施策を示します。

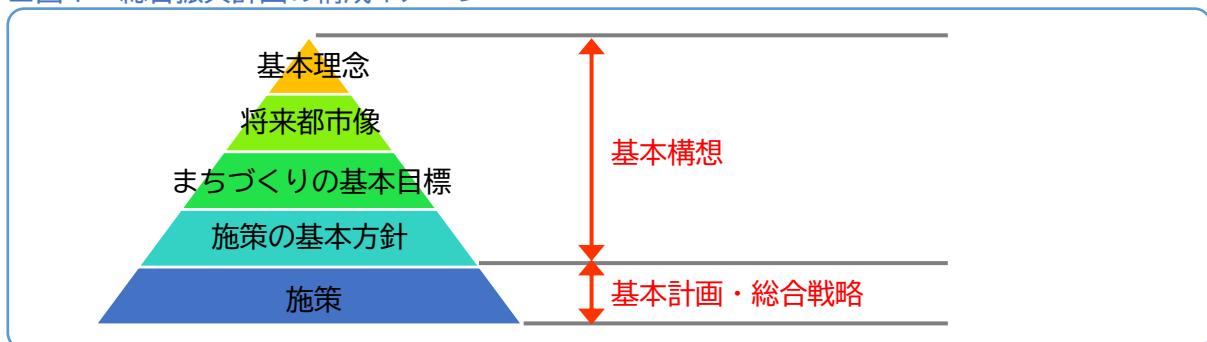
計画期間は、前期基本計画と後期基本計画の各5年に区分し、前期基本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、後期基本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

<総合戦略（5年間）>

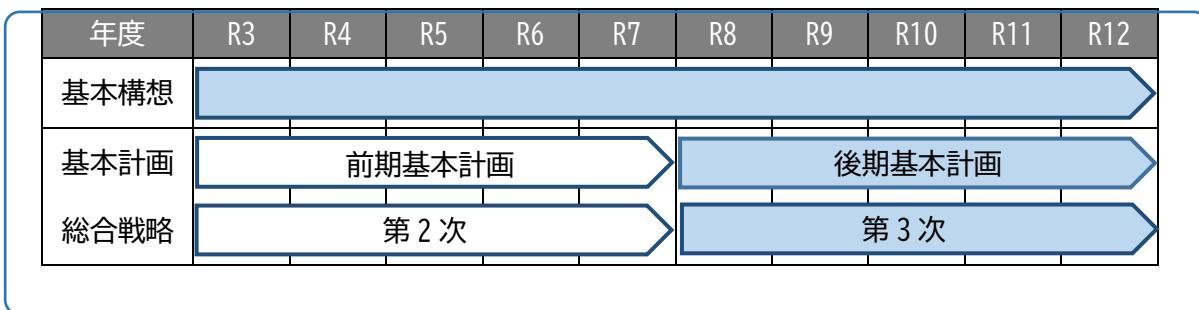
人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために戦略的に取り組む施策を示します。

計画期間は、後期基本計画と同じ令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

■図1 総合振興計画の構成イメージ



■図2 計画期間

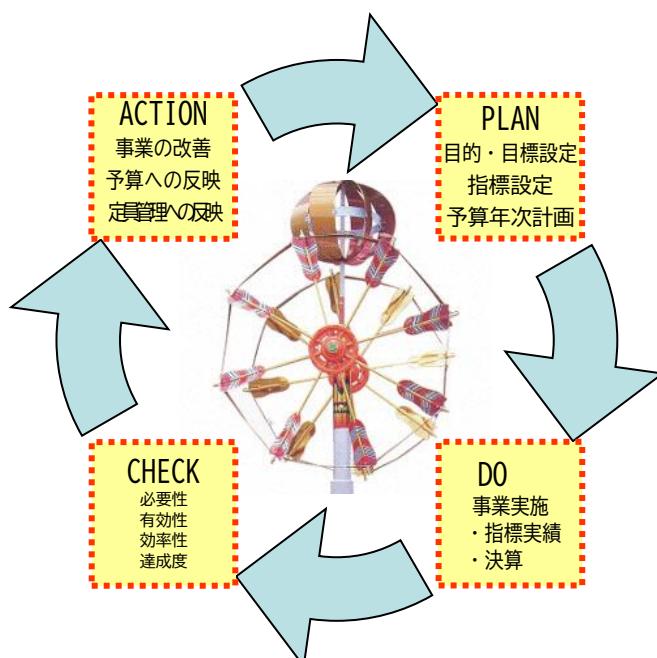


(4) 計画の推進体制

本計画に位置付けた施策の効果を検証するため、本市の行政マネジメントサイクルツールである「加須やぐるまマネジメントサイクル」により、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルによる具体的な施策の進行管理を行い、絶えず改善を図ることで実効性を確保します。

また、各施策のKPI(重要業績評価指標)を検証することで、本計画をフォローアップするとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

■加須やぐるまマネジメントサイクル



2 加須市の特性

(1) 加須市の現況

①位置・地勢

本市は、埼玉県の北東部、関東平野のほぼ中央部を流れる利根川中流域にあり、古き良き歴史を残した都市機能が集積する市街地と、その周辺に広がる水と緑の豊かな農村地域が調和する田園都市です。

利根川の堆積で形成され、海拔(令和6年水準測量成果表)は最高15.657m、最低9.652m、高低差6mほどの平坦地で、東西と南北それぞれ約16kmの広がりをもち、面積133.30km²、都心からおおむね50km圏内にあり、茨城県、栃木県及び群馬県に接し、関東のどまんなかに位置しています。

気候は太平洋側気候に属しており、令和6年の年間平均気温は約17°C、年間降水量は約1,200mmです。また、快晴の日数が多いことが大きな特徴です。夏は、日中かなりの高温になり、雷雨が発生し、冬は、北西の季節風が強く、空気が乾燥しますが、生活におおむね好適と言えます。

鉄道は、東武伊勢崎線に加須駅と花崎駅、東武日光線に新古河駅と柳生駅があり、JR東北本線（宇都宮線）・東武日光線の栗橋駅に近接しています。

主要な道路は、国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向を通り、東側で国道4号に近接しています。また、東北縦貫自動車道加須インターチェンジがあり、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジに近接しています。



(令和元年5月 東北縦貫自動車道加須インターチェンジ上空から市街地方面撮影)

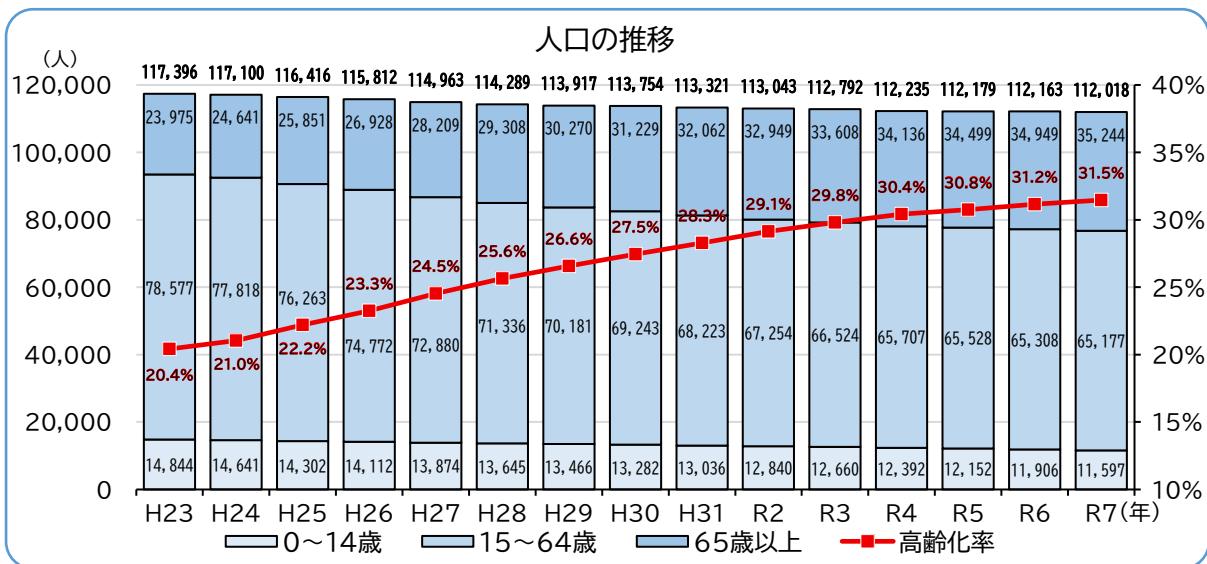
②人口の状況

本市の人口及び世帯数は、令和7年(1月1日現在)の人口が112,018人、世帯数が51,289世帯、1世帯当たりの人員が2.18人です。

人口は、合併以降減少傾向で推移しており、合併後の15年間で約5,000人の減少となっていますが、前期基本計画策定時における令和7年の推計人口と比較すると減少は緩やかとなっています。

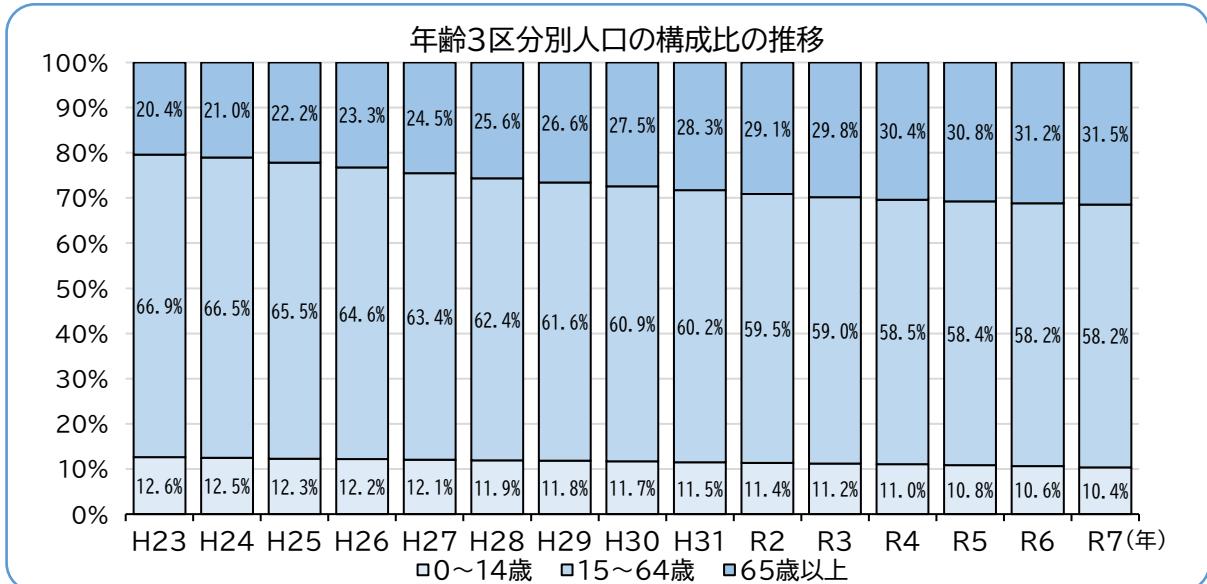
年齢3区分別人口の構成比は、平成23年に14歳以下の年少人口が12.6%、65歳以上の高齢者人口が20.4%でしたが、令和7年には年少人口が10.4%、高齢者人口が31.5%となり、少子高齢化が急速に進展しています。

■図3 人口の推移



<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）>

■図4 年齢3区分別人口の構成比の推移



<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）>

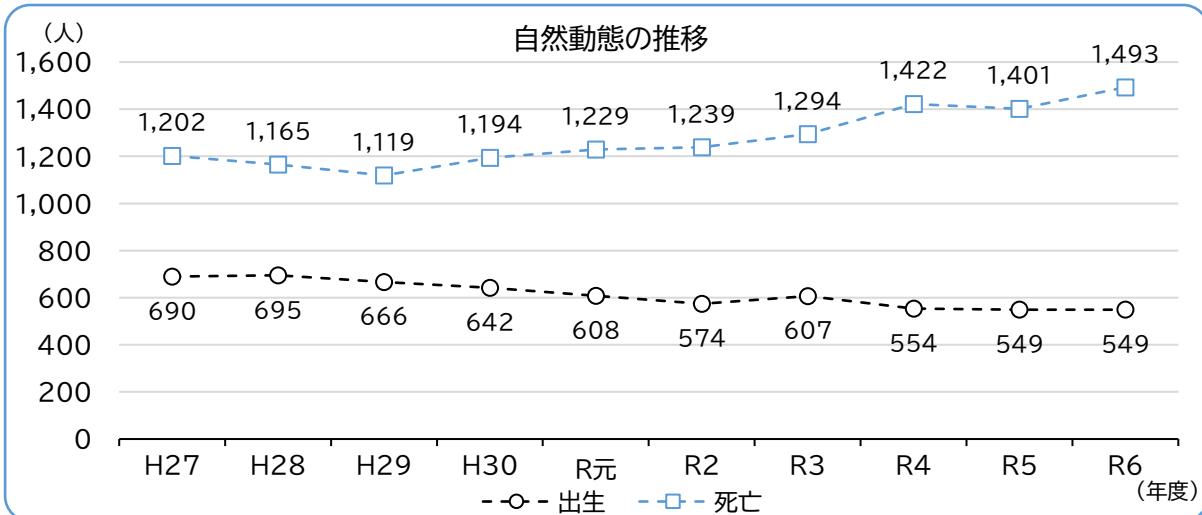
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とはなりません。

③自然動態・社会動態の状況

出生・死亡による人口の自然動態については、令和4年度から令和6年度までの直近3箇年では死亡数が1,400人を上回っており増加傾向にあります。一方、出生数は減少傾向が続いており、死亡数が出生数を上回る自然減の状況です。

令和6年度の出生数は549人、死亡数は1,493人で自然増減数は944人の減少となっています。

■図5 自然動態の推移

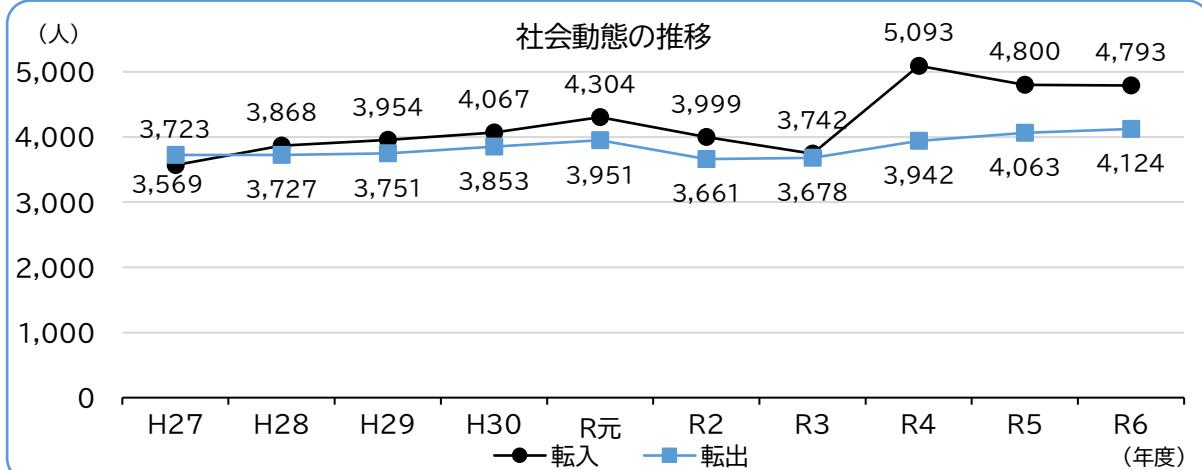


<出典：住民異動月報（市民課）>

転入・転出による人口の社会動態については、平成28年度に転入数が転出数を上回る転入超過に転じ、以降も社会増の状態が続いている。

令和6年度の転入数は4,793人、転出数は4,124人で社会増減数は669人の増加となっています。

■図6 社会動態の推移

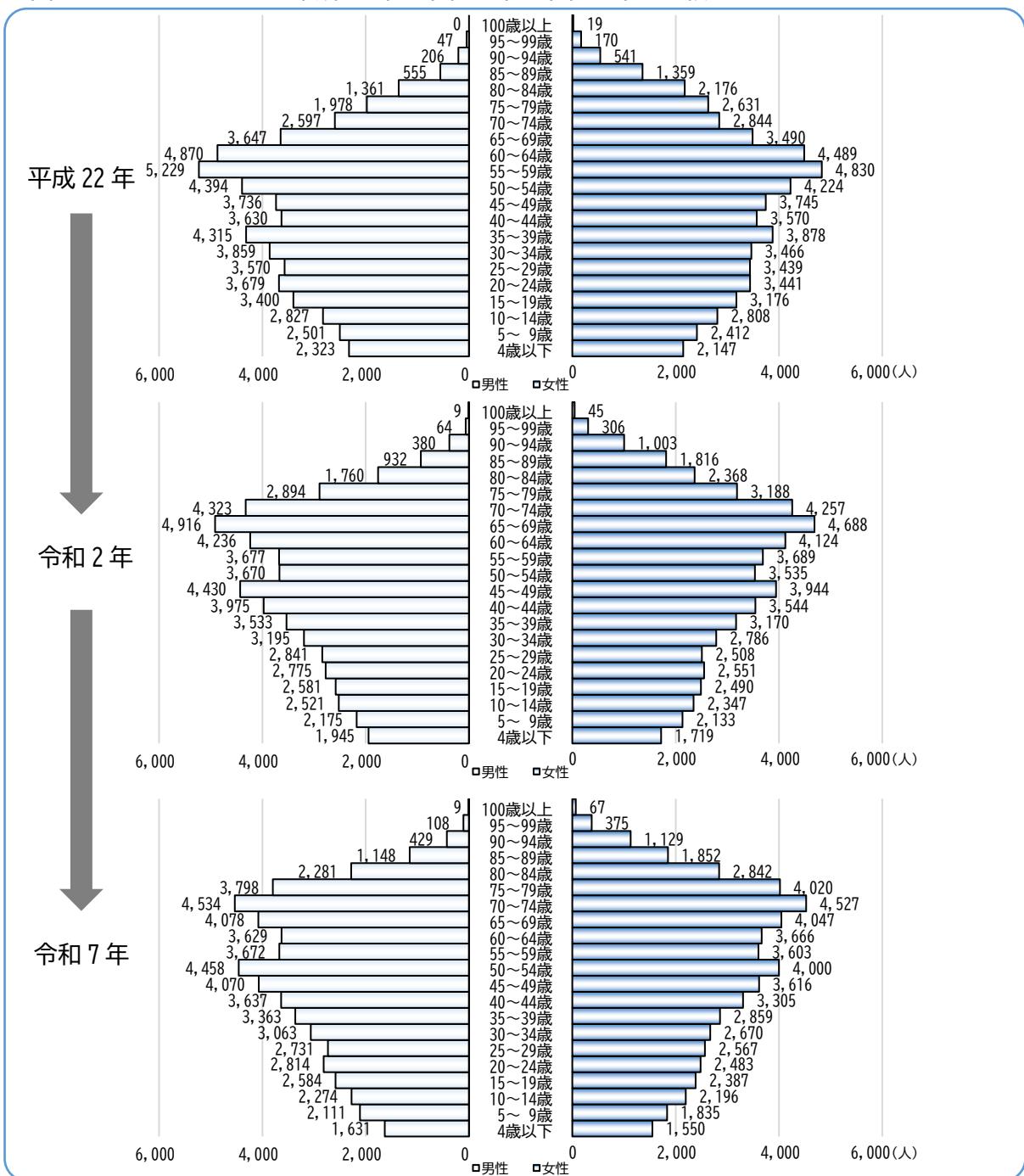


<出典：住民異動月報（市民課）>

本市の人口ピラミッドは、平成 22 年は男女ともに 55~59 歳、次いで 60~64 歳の層にピークがみられ、10 年後の令和 2 年には 65~69 歳、70~74 歳の層に移行しています。

令和 7 年は、さらに 5 年分移行し、高齢化の傾向が顕在化しています。また、平成 22 年と比較すると、54 歳以下の層では年齢が低いほど人口が少ない傾向にあり、今後も人口減少が続くと考えられます。

■図 7 人口ピラミッドの平成 22 年、令和 2 年、令和 7 年の比較



<出典：各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳（市民課）の数値を基に作成>

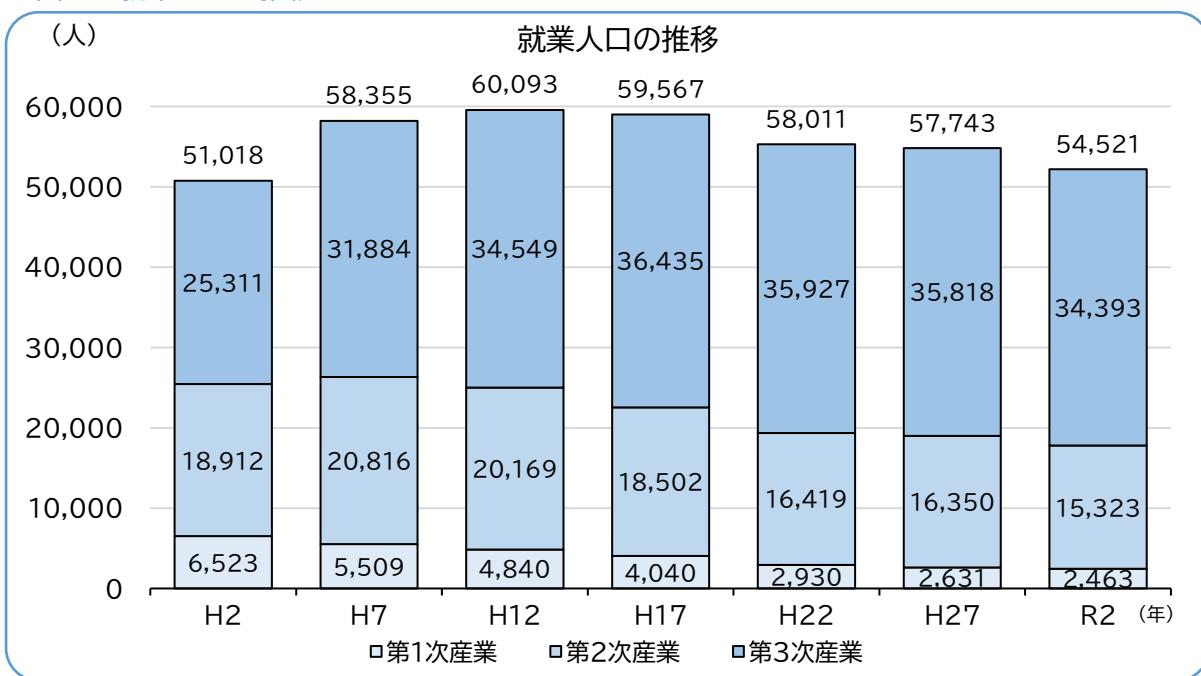
④産業の状況

本市の就業人口（国勢調査）は、平成 2 年以降、増加傾向にありましたが、平成 12 年の 60,093 人をピークに減少し、令和 2 年は 54,521 人となっています。

就業者の内訳では、第 1 次産業（農業など）は、平成 2 年には 6,523 人でしたが令和 2 年には 2,643 人にまで減少し、この間で約 6 割減少しています。第 2 次産業（製造業など）では、平成 7 年には 20,816 人でしたが令和 2 年には 15,323 人にまで減少し、ピーク時と比較して約 4 分の 3 に減少しています。第 3 次産業（商業など）では、平成 17 年の 36,435 人をピークに令和 2 年には 34,393 人と減少に転じています。

こうした就業人口の減少は、産業構造の変化とともに、少子化に伴う人口減少による生産年齢人口（15～64 歳）の減少や高齢化の進展が大きく関わってきていると言えます。

■図8 就業人口の推移



<出典：国勢調査>（総数には分類不能を含みます。）

※H2～H17 の値は、合併前の 1 市 3 町の値を合算したもの

産業の特徴については、第 1 次産業では、農林水産省の「わがマチ・わがムラランキング」によると水稻作付面積 4,560ha、水稻収穫量 22,100 t は、いずれも埼玉県内第 1 位（令和 6 年現在）となっています。

第 2 次産業では、交通の利便性が良いことから、市内には 11 箇所の工業団地があり、約 260 社が立地しています。市内全域では、特に大規模な製造業の工場である特定工場が、埼玉県内で最多の 90 社立地しています。

第 3 次産業では、市内総生産額（令和 4 年）を産業別でみると、第 3 次産業の割合が約 58% で最も多くなっています。次いで第 2 次産業が約 40% で第 2 次・第 3 次産業で市内総生産額のほとんどを占めています。

(2) 社会情勢の動向

- ①人口の動向
- ②少子高齢化社会への対応
- ③安全・安心に対する意識の高まり
- ④産業の動向
- ⑤環境問題への関心の高まり
- ⑥自治体経営
- ⑦地方創生の推進と SDGs への取組
- ⑧デジタル社会の発展

①人口の動向

(全国的な状況)

日本の総人口は、平成 20 年をピークに人口減少に転じました。令和 2 年の国勢調査によると、日本の総人口は 1 億 2,615 万人であり、平成 22 年の国勢調査に比べて 191 万人減少（年平均 19 万人減少）しています。

15 歳未満人口は 11.9% と過去最低を更新し、出生数の減少による少子化が進んでいます。現役世代である 15~64 歳人口の割合は 59.5% にとどまり、働き手の減少が進む中で、支える世代と支えられる世代のバランスが崩れつつあります。

一方、65 歳以上人口は 3,602 万人に達し、高齢化率は 28.6% となっています。特に 75 歳以上人口は約 1,860 万人と、65~74 歳人口を上回っており、人口構造の中心が一層高齢層へ移行しています。

また、少子高齢化による地域の労働力人口の確保等を背景として、多様な国籍の外国人の定住が増加しています。

(加須市の状況)

本市においても、人口は緩やかに減少しています。年齢 3 区別人口の構成比は、令和 7 年には年少人口が 10.4%、高齢者人口が 31.5% となり、10 年前（平成 27 年）と比較すると年少人口が 1.7% 減、高齢者人口が 7% 増となっており、少子高齢化が進行しています。

自然増減を見ると、出生数の減少と死亡数の増加により一貫して自然減が続いている。一方、社会増減を見ると、平成 28 年度に転入数が転出数を上回る転入超過に転じ、以降も社会増の状態が続いている。

また、外国人人口は増加傾向にあり、ベトナム、中国、フィリピン、ブラジルなど多様な国籍の住民が定住しています。

②少子高齢化社会への対応

(全国的な状況)

少子化が進行する中で、家庭生活における女性への家事や育児の分担の偏り、保育人材の不足や地域差、虐待・貧困への対応やヤングケアラーへの支援の不十分さなどがみられます。今後は、男女が共に育児と仕事を両立できる制度整備、保育人材の確保や地域差の是正、子どもの権利を尊重した支援の拡充等を進め、社会全体で子どもを育む、「子ども大綱」が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けた仕組みを強化することが求められます。

また、少子化により学校規模の縮小や地域差が広がる中、教育の質と機会均等を確保する取組が進められています。少人数学級による教師の負担軽減や専門性の向上を図り、デジタル教材やオンライン学習の活用で地域差の縮小を目指しています。

さらに、不登校や特別な支援を必要とする子どもへの対応を強化し、社会全体で子どもを支える教育環境づくりが重要視されています。

また、高齢化の進展に伴い、医療・介護・生活支援等を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築や認知症フレンドリー社会の実現が必要であるとともに、一人暮らし高齢者の増加やライフスタイルの多様化等に対応するため、地域共生社会の実現が求められています。

加えて、持続可能な高齢者医療制度や安定的な公的年金制度の運営が必要となっています。

(加須市の状況)

子ども・若者などの意見を施策に反映させながら、必要な支援が子ども・若者の年齢によって途切れることがないよう、継続的に支援していくことが求められています。

こうした中で、本市では、様々な子育て相談に対応するためのワンストップの相談窓口として、「すくすく子育て相談室」を設置し、また、多様な保育ニーズに対応するため様々なサービスを開発するとともに、保育環境や幼児教育の質の確保等のため、計画に基づく幼稚園・保育園の再編に取り組んでいます。さらに、子ども食堂やフードバンクの取組への支援など経済的に厳しい状況に置かれている家庭への対策を行っています。

教育においては、少子化や核家族化が進行する中、その目的を「人づくり」と捉え、子どもたちが健やかに成長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進していることに加え、将来を見据えた持続可能で魅力ある学校づくりを進めるため、子どもたちにとつてより良い教育環境の実現に向けた学校の再編等に着手しています。

また、本市では、高齢化の進展に伴う高齢者の生活支援ニーズの増加に対応するため、地域全体で高齢者を支え合う「地域包括ケアシステム」の確立に取り組んでいます。

さらに、認知症の人の増加が見込まれる中、認知症に関する様々な普及啓発の実施、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置など、認知症の人やその家族などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを進めています。

加えて、「埼玉一の健康寿命のまち」を目指し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を進めており、特に国保健診（特定健診）については、様々な取組により受診率が向上しています。

③安全・安心に対する意識の高まり

(全国的な状況)

近年、日本各地で豪雨、台風被害が頻発し、その被害が広域化、大規模化、多様化しつつあります。

また、南海トラフ地震、首都直下地震等が高い確率で発生することが見込まれるとともに、老朽化するインフラ施設の増加に伴い、地震等の災害発生時の復旧の遅れや、大規模な事故などが発生しています。

さらに、国内外における凶悪事件、振り込め詐欺などの特殊詐欺事件や地域の治安を悪化させる原因となる空家・空地の増加、高齢ドライバーによる交通事故などが相次ぎ、安全・安心に対する国民の意識が高まっています。

住民意識の変化や少子高齢化・核家族化などによる地域のつながりの希薄化の進行やコミュニティ機能の低下が、地域の防犯、災害時の安全確保など、安全・安心志向の高まりに拍車をかけていると考えられます。

将来的には、人口減少下での地域防災力・防犯力の維持、気候変動による災害リスク増大への対応、住民参加型の安全・安心社会の構築が重要であり、先端技術の導入や地域の協働が求められます。

また、地域医療においては、中長期的な人口構造や医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保が必要となっています。

(加須市の状況)

本市は、比較的自然災害が少ない地域ですが、令和元年10月に発生した台風第19号により、昭和22年9月に関東地方を襲ったカスリーン台風以来72年ぶりに、利根川が氾濫するおそれのある水位に達しました。人的被害はなかったものの、本市では初めて避難情報を発令し、9,500人以上が避難を実施しました。

頻発する自然災害の発生に備え、地域防災計画に基づき、水害と震災に分けて「災害に強いまちづくり」を推進しています。

また、現行サービスの終了に伴う防災行政無線の整備を進めるとともに、水害時の避難に関し、避難情報の周知、避難情報発令のタイミング、避難場所の確保・運営、移動の手段・経路などの課題について対策を講じているほか、避難場所の災害用備蓄品の計画的な確保に努めています。

さらに、防犯や交通安全の取組においては、LED防犯灯及び防犯カメラの設置や地域パトロールの強化、特殊詐欺被害防止に向けた啓発活動を継続的に実施するほか、生活環境を阻害し犯罪の温床となる空家・空地の発生防止と活用促進を図るとともに、世代に応じた交通安全教育や啓発活動の推進、自転車乗車時のヘルメットの着用促進に取り組んでいます。

また、地域医療体制に関しては、市内医療機関の輪番による休日・夜間診療の実施や、令和4年6月開設の埼玉県済生会加須病院の誘致などにより、医療体制の確保に努めています。

④産業の動向

(全国的な状況)

我が国の経済は、人口構造の変化を踏まえつつ、多様な人材活用と生産性向上を軸に展開されようとしています。労働市場では、女性や高齢者、外国人など幅広い人材の就労が進み、定年延長や再雇用制度の拡充、介護や子育てと両立できる柔軟な働き方の整備が進められています。

また、デジタル化の推進や新しいビジネスモデルの実装、事業の承継や再構築に向けた支援策が広がり、企業の収益基盤や競争力の強化が進められています。

さらに、農業分野では、農地の集積・集約化、大区画化やスマート農業の導入に加え、担い手の育成や農村地域での6次産業化などが進められています。

また、観光分野では、国内旅行の促進や地域交流の拡大、インバウンド需要の回復に伴う訪日観光客及び観光収入が増加していることに加え、地域独自の資源を活かした観光コンテンツづくりが推進されるなど、産業・地域一体の活力創出に向けた動きが強まっています。

(加須市の状況)

本市は、水稻づくりを中心とした農業や製造業を中心とした工業、道路交通網の優位性を活かした流通業が盛んに行われています。

本市の基幹産業である農業は、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の発生、気候変動の影響に加え、「令和の米騒動」といわれる米の需給問題などの課題を抱える中、生産基盤の整備及び農業経営への支援を充実させることで収益性の向上を図り、農業がより魅力ある産業となるよう取り組んでいます。

また、本市経済の活性化を図るために、市民生活や地域経済を支える都市基盤の充実を基礎に、農業や地場産業をはじめとする工業の活性化に加え、それぞれの地域資源を活かした農工商の連携による地域産業の活性化、道路交通網を活かした企業誘致などに取り組んでいます。

さらに、加須駅周辺では、駅と一体であった商業施設の撤退や空き店舗が増加傾向にある中、埼玉県済生会加須病院の開院を契機とした都市機能の集積と既存市街地におけるにぎわいの創出など新たなまちづくりに取り組んでいます。

また、地域経済の持続的な発展を視野に入れた施策を進めており、中小企業の経営安定化や新たな事業展開への支援、市役所内の「ふるさとハローワーク」などと連携した雇用機会の充実、本市の知名度及び產品の付加価値の向上を目的とした「かぞブランド」認定制度の実施、地域内で消費を促す「ちよこっとおたすけ券サポート券」の活用、ポストコロナやインバウンド対応を踏まえた本市が有する豊かな自然や祭り、文化、農業、スポーツ、サイクリングとの連携による誘客促進などに取り組んでいます。

⑤環境問題への関心の高まり

(全国的な状況)

日本の年平均気温は、長期的にみると上昇しており、1898年の統計開始から2024年までにおいて、100年当たり 1.40°C の割合で上昇し、世界の気温上昇率($0.77^{\circ}\text{C}/100\text{年}$)より高くなっています。また、全国の日降水量(0時~24時の1日の降水量)については、100mmを超える大雨の年間日数が20世紀初めの0.8日、20世紀末の1.0日と比べ、近年は1.2日と増加しています。このような猛暑や大雨の頻度の増加など、地球温暖化に伴う気候変動の影響が全国各地で生じており、さらに、今後これらの影響が長期にわたり拡大するおそれがあると考えられています。

そこで、国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスを2030年度に2013年度から46%削減、さらに野心的な目標として、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減することを掲げ、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーなどの脱炭素効果の高い電源の最大限活用、公共部門や地域の脱炭素化、脱炭素型の暮らしへの転換等の取組などを進めています。

また、海洋プラスチック問題やアジア各国による廃棄物の輸入規制などを背景に、プラスチックなどのごみ問題の解決に向けて、ごみの資源化や減量化などによる循環型社会の構築が求められています。

さらに、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の理念に基づき、2030年までに生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せるという目標達成のため、生物多様性の保全・創造・活用に取り組んでいます。

加えて、環境基本法に定められている7公害（大気の汚染・水質の汚濁・土壤の汚染・騒音・振動・地盤の沈下・悪臭）への対応も強化されています。

(加須市の状況)

本市の水辺や緑豊かな自然環境は、市民の財産であり、令和7年9月に実施した環境に関するアンケート調査によれば、満足度が高く、本市の魅力として、まちづくりの貴重な資源となっています。

特に、平成24年7月に埼玉県内初のラムサール条約湿地として登録された「渡良瀬遊水地」は、多様な動植物の宝庫でもあり、湿地の「保全・再生」・「賢明な利用（ワיזユース）」・「交流・学習」を広域連携により推進しています。

また、地球温暖化の防止に向け、令和5年3月に「加須市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量の削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用を促進しています。

さらに、本市では、平成25年にごみの分別を5種18分別に統一し、令和5年度の人口10万人以上の自治体におけるリサイクル率は全国5位（埼玉県内1位）と11年連続して全国トップ5を維持しています。マイバッグ・マイボトル運動や食品ロスの削減、ごみ分別の徹底など、市民との協働によるごみの資源化・減量化の推進により、「日本一のリサイクルのまち」を目指しています。

⑥自治体経営

(全国的な状況)

自治体は、人口減少や高齢化、社会保障費の増大に伴う財政の圧迫を背景に、持続可能な経営への転換を迫られています。

また、基金や起債の適正管理、公共施設の再編、公共施設における指定管理者制度の導入など効果的・効率的な自治体運営が求められています。

そのような中、市民（市民団体、住民自治組織、NPO等）と行政が、情報を共有しながら対等な立場で役割分担を決め、地域課題や社会的課題の解決に取り組んでいます。さらに、財政状況等の行政情報の公開の徹底やパブリックコメント制度等の導入、性別に関係なく市政への市民参加、参画することを定めた、いわゆる「自治基本条例」を制定する自治体が全国的に増えています。

加えて、地域の労働力人口の確保等を背景として多様な国籍の外国人の定住が増加していることから、外国人住民を地域の一員として受け入れ、共に支え合う多文化共生の推進が必要となっています。

(加須市の状況)

本市では、生産年齢人口の減少に加え、物価高騰・労務単価の上昇、扶助費の増加などにより、経常的経費が大きく増加していますが、多様化する市民ニーズへ適切に対応するためには、より多くの財源が必要となることから、財政状況は厳しさを増しています。

また、市町村合併を経て機能を同じくする公共施設を複数所有しており、さらに、多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策に多額の経費が必要となっていることから、真に必要とされる公共施設の適正な配置の実現の取組を進めています。

こうした中、「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、自治協力団体をはじめとして、市民と行政がそれぞれの責任や役割を分担しながら連携する「市民との協働によるまちづくり」を推進しています。

加えて、本市でも外国人の定住者が増えていることから、互いの文化や価値観などの違いを認め合う多文化共生社会の構築を目指しています。

⑦地方創生の推進と SDGs への取組

(全国的な状況)

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、人口減少と地域経済の縮小を克服するために、「東京一極集中の是正」や「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に則した課題解決」を基本的視点とした地方創生の取組が展開されるようになりました。

しかしながら、東京圏への転入超過は一貫して増加が続き、更なる取組が必要となっていることから、令和元年 12 月に策定された「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の一層の推進に向けた取組が進められてきました。その後、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく観点から、令和 4 年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたことに加えて、令和 7 年 6 月には「地方創生 2.0 基本構想」が閣議決定され、今後 10 年間を見据えた地方創生の新たな方向性が提示されました。

また、「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たって、SDGs の理念に沿って進めることにより、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができますため、SDGs を原動力とした地方創生を推進しています。

(加須市の状況)

本市では、平成 28 年 2 月に「加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、4 つの基本目標と 18 のプロジェクトを掲げ、その達成に向けて取り組んできました。その後、同戦略の計画期間の満了に伴い、令和 3 年 2 月に、「第 2 次加須市総合振興計画・前期基本計画」との一体的な計画として「第 2 次加須市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑制による将来にわたる活力ある地域社会の維持を図るため、当該計画に定める施策を推進してきました。その結果、平成 28 年度以降、転入者が転出者を上回る社会増を維持し、「人口の社会増のプラス傾向」を継続しています。

また、SDGs が掲げる目標は、スケールは異なるものの本市の取組と重なるものも多く、SDGs の理念は、市政の中に相当程度取り込まれています。

さらに、SDGs が掲げる目標年度と本計画の計画年度は同じ 2030 年（令和 12 年）ということもあり、本計画の推進に当たっては、引き続き SDGs が掲げる目標を意識し取り組むこととしています。

SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals) は、日本では「持続可能な開発目標」と解される、2015年（平成27年）9月の国連サミットで全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）までを期限とする17の国際目標のことです。

■SDGs の特徴



- 普遍性** 先進国を含め、全ての国が行動する
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- 参画型** 全てのステークホルダー（政府、企業、NGO、有識者等）が役割を
- 統合性** 社会・経済・環境は不可欠であり、統合的に取り組む
- 透明性** モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップ

■持続可能な開発目標

目標 1 貧困	1 終わらせない貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2 飢餓	2 終わらせない飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3 保健	3 健康な命	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4 教育	4 公正な質の高い教育	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5 ジェンダー	5 ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6 水・衛生	6 清潔な水と衛生	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7 エネルギー	7 安価かつ信頼できる持続可能なエネルギーへのアクセス	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8 成長・雇用	8 持続可能な経済成長	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標 9 イノベーション	9 強靭なインフラ構築	強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10 不平等	10 各国内及び各国間の不平等を是正する	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11 都市	11 持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12 生産・消費	12 持続可能な生産消費形態	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13 気候変動	13 気候変動に適応する	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14 海洋資源	14 持続可能な海洋資源	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15 陸上資源	15 持続可能な陸上資源	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16 平和	16 持続可能な平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17 実施手段	17 実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

⑧デジタル社会の発展

(全国的な状況)

スマートフォンやタブレットなどのデジタル機器の普及や SNS をはじめとした多種多様なデジタルサービスの飛躍的な発展により、必要なときに必要な情報を自ら取得できる環境が整備され、人々のライフスタイルやコミュニケーションの方法に大きな変化をもたらしています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行をきっかけとして、社会の様々な場面でデジタル技術の活用が広がり、キャッシュレス決済やフードデリバリーなど消費スタイルも大きく変化し、これまで対面が原則とされていた業種・業界でも、オンラインの活用が広がってきてています。

さらに、ビジネスの現場においては、オンラインによる会議や商談、電子契約、電子帳簿、押印廃止・ペーパーレス、AI による顧客対応などそのプロセスが大きく変わりつつあります。

また、学校教育においても「GIGA スクール構想」により児童生徒に 1 人 1 台端末が整備され、学童期からデジタルを使うことが前提の教育に変わってきています。

こうした社会的潮流の中で、国は令和 2 年に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定するとともに、令和 3 年にデジタル庁を設立し、自治体情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続オンライン化の推進など、デジタル社会の実現に向けて自治体 DX の支援に取り組んでいます。

また、令和 4 年頃から生成 AI の社会実装が進み、新しいサービスが出現したことで、ビジネスや行政サービスの充実、業務の効率化などへの様々な期待がある一方、個人情報や機密情報の保護、知的財産権への配慮など社会の進展を阻害し混乱をもたらさないような適切な運用に取り組むことが必要となっています。

このように、デジタル技術が暮らしやビジネスで当たり前となる時代へと移行しつつある中で、セキュリティ対策やデジタルに不慣れな人への配慮を進め、デジタル技術やデータを活用した、全ての市民が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

(加須市の状況)

本市では、令和 4 年度に策定した「加須市 DX 推進計画」を DX 推進の羅針盤とし、市民生活の質の向上や行政の効率化、地域課題の解決など様々な分野において DX の推進に取り組んでいます。

具体的には、マイナンバーカードの普及促進、電子申請や公共施設予約などのオンラインサービス、4 税 7 料金のコンビニ収納、住民票や税証明書などのコンビニ交付に加え、AI の利活用などにより、市民サービスの向上と業務の効率化を図っています。

一方、現在も書類による手続や市役所等に出向いての対面による手續が残っており、今後さらに行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための「スマート自治体」の推進が求められています。

学校教育の現場においては、全小中学校の児童生徒 1 人 1 台端末の環境を整備し、ICT を活用した学習やオンライン授業の実施などを推進しています。

(3) 市民満足度の状況

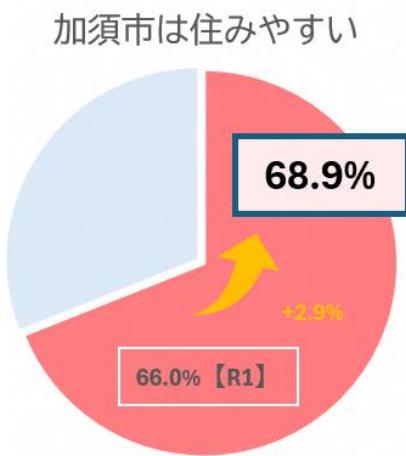
「第2次加須市総合振興計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）では、5つの基本目標を掲げ、市民との協働によるまちづくりを基本に、その推進に取り組んでいます。

「後期基本計画」の策定に当たり、広く市民意向を把握するため、令和6年度に「加須市まちづくりアンケート調査」を実施しました。

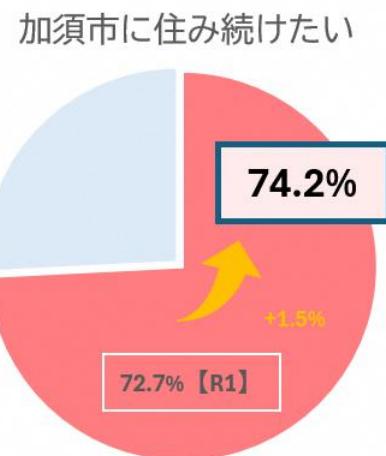
この調査結果のうち、本市の住みやすさや本市への定住意向など、まちづくりに対する総括的な満足度を示す3項目の結果は以下のとおりです。

また、5つの基本目標に係る施策ごとの市民満足度・重要度の状況は次ページ以降のとおりです。

【加須市のまちづくりに対する総括的な満足度】

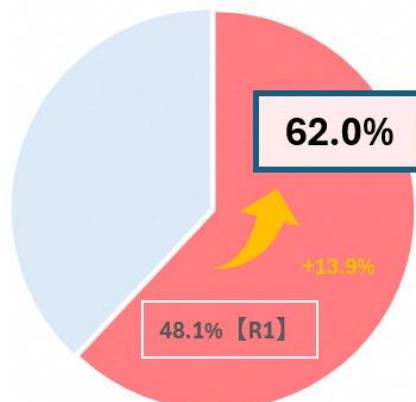


※「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合の合計



※「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と回答した割合の合計

加須市に住んで良かった



※「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標1 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標1を構成する12施策（令和元年度と比較ができるないNo.2の施策を除く。）のうち11施策で向上しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は86ポイント増加し、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）は56ポイント減少しています。合計すると142ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	健康づくりの推進	・病気の発症予防と重症化予防 ・生活習慣の改善推進 ・こころの健康づくりの推進	17% 27%	↑ +10	11% 8%	↓ -3	↑ +13
2	感染症対策の迅速・適切な実施	・感染予防の推進 ・生活支援の推進 ・事業者支援の推進	29%	—	11%	—	—
3	地域医療体制の充実	・地域医療連携の推進 ・地域医療資源の確保 ・救急医療体制の充実 ・国民健康保険事業の安定的な運営 ・後期高齢者医療制度の安定的な運営	21% 31%	↑ +10	26% 19%	↓ -7	↑ +17
4	高齢者福祉の充実	・高齢者の健康づくりと介護予防の推進 ・高齢者の日常生活を支える体制づくり ・認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり ・在宅医療・介護サービス提供体制等の充実 ・介護保険制度の安定的な運営	16% 20%	↑ +4	21% 14%	↓ -7	↑ +11
5	障がい者福祉の充実	・相互理解と権利擁護の推進 ・日常生活への支援 ・障がい児に対する支援 ・就労への支援 ・社会参加の促進 ・障がい者の安心安全の取組	10% 15%	↑ +5	16% 13%	↓ -3	↑ +8
6	ともに支え合う地域福祉の推進	・地域共生社会の推進 ・地域福祉活動の推進 ・ともに助け合う安心な地域づくりの推進 ・社会福祉法人等への支援 ・ユニバーサルデザインの推進	9% 17%	↑ +8	12% 12%	→ +0	↑ +8
7	生活の安定・安心の促進	・国民年金窓口の充実 ・生活困窮者の自立支援 ・生活保護受給者の自立促進 ・消費生活の安心安全の確保	11% 16%	↑ +5	17% 15%	↓ -2	↑ +7
8	水害対策の強化	・利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進 ・利根川・渡良瀬川・荒川の減災対策の推進 ・利根川・渡良瀬川の水防体制の充実・強化 ・水害時避難者支援対策の充実 ・水害被災者への復旧支援対策の充実 ・中川・水系等県管理河川の整備促進 ・治水対策の整備推進 ・土地改良区管理水路の整備促進	19% 31%	↑ +12	29% 17%	↓ -12	↑ +24
9	震災等対策の強化	・建築物の耐震化の促進 ・震災等予防対策の推進 ・震災等応急対策の充実・強化 ・震災等避難者支援対策の充実 ・震災等被災者への復旧支援対策の充実	13% 18%	↑ +5	32% 16%	↓ -16	↑ +21
10	防犯体制の強化	・防犯意識の向上 ・防犯体制の整備 ・防犯環境の整備 ・空家・空地対策の充実	9% 13%	↑ +4	28% 32%	↑ +4	→ +0
11	交通安全対策の充実	・交通安全意識の向上 ・交通環境の整備 ・救助・救急活動の充実 ・交通事故被害者支援の推進	13% 18%	↑ +5	23% 18%	↓ -5	↑ +10
12	消防力の強化	・広域消防体制の充実 ・消防施設の充実 ・消防団活動の充実	23% 22%	↓ -1	11% 7%	↓ -4	↑ +3
13	安全な水道水の安定的な供給	・安心して飲める水道 ・安定して供給できる水道 ・経営基盤の強化	25% 44%	↑ +19	8% 7%	↓ -1	↑ +20
向上ポイント数の合計			+86ポイント		-56ポイント		+142ポイント

基本目標1 安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標1を構成する12施策（令和元年度と比較ができないNo.2の施策を除く。）のうち6施策で向上し、5施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は38ポイント増加しましたが、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）も2ポイント増加しています。合計すると36ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	健康づくりの推進	・病気の発症予防と重症化予防 ・生活習慣の改善推進 ・こころの健康づくりの推進	64% 76%	↑ +12	3% 2%	↓ -1	↑ +13
2	感染症対策の迅速・適切な実施	・感染予防の推進 ・生活支援の推進 ・事業者支援の推進		—		—	—
3	地域医療体制の充実	・地域医療連携の推進 ・地域医療資源の確保 ・救急医療体制の充実 ・国民健康保険事業の安定的な運営 ・後期高齢者医療制度の安定的な運営	78% 81%	↑ +3	1% 2%	↑ +1	↑ +2
4	高齢者福祉の充実	・高齢者の健康づくりと介護予防の推進 ・高齢者の日常生活を支える体制づくり ・認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり ・在宅医療・介護サービス提供体制等の充実 ・介護保険制度の安定的な運営	79% 78%	↓ -1	2% 3%	↑ +1	↓ -2
5	障がい者福祉の充実	・相互理解と権利擁護の推進 ・日常生活への支援 ・障がい児に対する支援 ・就労への支援 ・社会参加の促進 ・障がい者の安心安全の取組	70% 67%	↓ -3	2% 2%	→ +0	↓ -3
6	ともに支え合う地域福祉の推進	・地域共生社会の推進 ・地域福祉活動の推進 ・ともに助け合う安心な地域づくりの推進 ・社会福祉法人等への支援 ・ユニバーサルデザインの推進	45% 61%	↑ +16	6% 3%	↓ -3	↑ +19
7	生活の安定・安心の促進	・国民年金窓口の充実 ・生活困窮者の自立支援 ・生活保護受給者の自立促進 ・消費生活の安心安全の確保	64% 66%	↑ +2	3% 3%	→ +0	↑ +2
8	水害対策の強化	・利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進 ・利根川・渡良瀬川・荒川の減災対策の推進 ・利根川・渡良瀬川の水防体制の充実・強化 ・水害時避難者支援対策の充実 ・水害被災者への復旧支援対策の充実 ・中川水系等県管理河川の整備促進 ・溢水対策の整備推進 ・土地改良区管理水路の整備促進	82% 82%	→ +0	1% 2%	↑ +1	↓ -1
9	震災等対策の強化	・建築物の耐震化の促進 ・震災等予防対策の推進 ・震災等応急対策の充実・強化 ・震災等避難者支援対策の充実 ・震災等被災者への復旧支援対策の充実	82% 80%	↓ -2	0% 1%	↑ +1	↓ -3
10	防犯体制の強化	・防犯意識の向上 ・防犯体制の整備 ・防犯環境の整備 ・空家・空地対策の充実	77% 83%	↑ +6	1% 1%	→ +0	↑ +6
11	交通安全対策の充実	・交通安全意識の向上 ・交通環境の整備 ・救助・救急活動の充実 ・交通事故被害者支援の推進	75% 75%	→ +0	1% 1%	→ +0	→ +0
12	消防力の強化	・広域消防体制の充実 ・消防施設の充実 ・消防団活動の充実	74% 67%	↓ -7	1% 2%	↑ +1	↓ -8
13	安全な水道水の安定的な供給	・安心して飲める水道 ・安定して供給できる水道 ・経営基盤の強化	69% 81%	↑ +12	1% 2%	↑ +1	↑ +11
向上ポイント数の合計			+38ポイント		+2ポイント		+36ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標2 未来へつなぐ人を育むまちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標2を構成する10施策のうち5施策で向上し、4施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は15ポイント増加し、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）は2ポイント減少しています。合計すると17ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援	・出会い系・結婚・妊娠・出産の切れ目ない支援	20%	↓	15%	↑	↓
		・出産後の子育て支援 ・子育て家庭への経済的支援等の充実 ・地域での子育て家庭への支援	19%	-1	18%	+3	-4
2	子どもの健やかな成長の支援	・親と子の健康づくりの推進	20%	↓	15%	↓	↓
		・子どもの貧困対策の推進	17%	-3	13%	-2	-1
3	仕事と子育ての両立の支援	・保育サービスの充実	20%	→	13%	↑	↓
		・保育環境の整備・充実 ・放課後児童健全育成の充実	20%	+0	16%	+3	-3
4	幼児教育の充実	・教育内容の充実	16%	→	16%	↓	↑
		・適切な教育環境のための施設運営	16%	+0	14%	-2	+2
5	学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり	・自ら学ぶ力と確かな学力の育成	15%	↑	11%	↑	→
		・豊かな心を育む取組の推進 ・安全で安心な学校給食の提供と健やかな体の育成 ・質の高い教育のための環境づくり ・家庭や地域で健やかな子どもを育む取組の推進	18%	+3	14%	+3	+0
6	生涯学習の推進・芸術文化の振興（生涯学習の推進）	・生涯学習活動の推進	23%	↓	11%	↓	↓
		・芸術文化の振興	18%	-5	9%	-2	-3
7	生涯学習の推進・芸術文化の振興（芸術文化の振興）	・文化財の保存継承による郷土愛の醸成	13%	↑	9%	→	↑
		・読書活動の推進	18%	+5	9%	+0	+5
8	スポーツ・レクリエーションの振興	・スポーツ参画人口の拡大	16%	↑	12%	↓	↑
		・スポーツを核とした交流人口の拡大	19%	+3	8%	-4	+7
9	人権尊重社会の推進	・人権教育・啓発の推進	8%	↑	8%	↓	↑
		・相談・支援の推進 ・市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり	15%	+7	7%	-1	+8
10	男女共同参画社会の推進	・社会全体における男女共同参画の推進	8%	↑	8%	→	↑
		・家庭における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・働く場における男女共同参画の推進 ・教育の場における男女共同参画の推進	14%	+6	8%	+0	+6
向上ポイント数の合計			+15ポイント		-2ポイント		+17ポイント

基本目標2 未来へつなぐ人を育むまちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標2を構成する10施策のうち4施策で向上し、5施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は39ポイント増加しましたが、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）も4ポイント増加しています。合計すると35ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	結婚・出産・子育てへの連続性のあるきめ細かな支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出会い・結婚・妊娠・出産の切れ目ない支援 ・出産後の子育て支援 ・子育て家庭への経済的支援等の充実 ・地域での子育て家庭への支援 	75%	↓	2%	↓	↓
			73%	-2	1%	-1	
2	子どもの健やかな成長の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親と子の健康づくりの推進 ・子どもの貧困対策の推進 	75%	↓	2%	→	↓
			73%	-2	2%	+0	
3	仕事と子育ての両立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実 ・保育環境の整備・充実 ・放課後児童健全育成の充実 	72%	→	2%	→	→
			72%	+0	2%	+0	
4	幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容の充実 ・適切な教育環境のための施設運営 	70%	↓	2%	↑	↓
			68%	-2	3%	+1	
5	学校教育の充実と家庭・地域で健やかな子どもを育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら学ぶ力と確かな学力の育成 ・豊かな心を育む取組の推進 ・安全で安心な学校給食の提供と健やかな体の育成 ・質の高い教育のための環境づくり ・家庭や地域で健やかな子どもを育む取組の推進 	56%	↑	4%	↓	↑
			72%	+16	2%	-2	
6	生涯学習の推進・芸術文化の振興（生涯学習の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動の推進 ・芸術文化の振興 ・文化財の保存継承による郷土愛の醸成 ・読書活動の推進 	54%	↓	5%	↑	↓
			49%	-5	8%	+3	
7	生涯学習の推進・芸術文化の振興（芸術文化の振興）	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動の推進 ・芸術文化の振興 ・文化財の保存継承による郷土愛の醸成 ・読書活動の推進 	35%	↑	13%	↓	↑
			50%	+15	8%	-5	
8	スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ参画人口の拡大 ・スポーツを核とした交流人口の拡大 	41%	↑	9%	↑	↓
			42%	+1	14%	+5	
9	人権尊重社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発の推進 ・相談・支援の推進 ・市民や各種団体等と協働した人権尊重の地域づくり 	42%	↑	5%	↑	↑
			49%	+7	7%	+2	
10	男女共同参画社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体における男女共同参画の推進 ・家庭における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・働く場における男女共同参画の推進 ・教育の場における男女共同参画の推進 	38%	↑	6%	↑	↑
			49%	+11	7%	+1	
向上ポイント数の合計			+39ポイント		+4ポイント		+35ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標3 魅力と活力を生む産業のまちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標3を構成する8施策のうち3施策で向上し、4施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は11ポイント増加しましたが、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）も38ポイント増加しています。合計すると27ポイントの減少となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	多様な雇用の創出（工業の振興）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・就業支援の充実 ・女性の活躍推進 	11%	↑	15%	↑	↓
			12%	+1	19%	+4	-3
2	多様な雇用の創出（勤労者に対する支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生産基盤の確保と農地の有効活用 ・「稼ぐ」農業の確立 ・多様な担い手の育成 ・市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現 	6%	↑	22%	↓	↑
			12%	+6	19%	-3	+9
3	農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生産基盤の確保と農地の有効活用 ・「稼ぐ」農業の確立 ・多様な担い手の育成 ・市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現 	16%	↓	17%	↑	↓
			12%	-4	23%	+6	-10
4	商業の活性化（商業の振興）	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街や地域商店の魅力アップ ・起業者やチャレンジ企業への支援 	7%	↑	39%	→	↑
			8%	+1	39%	+0	+1
5	商業の活性化（産業の創出）	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街や地域商業のにぎわい創出 	6%	↑	16%	↑	↓
			8%	+2	39%	+23	-21
6	地域経済の活性化（産業の創出）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業に対する支援 ・地場産業の振興 ・産業の連携 	6%	↑	16%	↑	→
			10%	+4	20%	+4	+0
7	地域経済の活性化（工業の振興）	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の魅力アップ ・観光サイクリングのブランド化 ・観光情報発信の充実 ・観光推進体制の強化 	11%	↓	15%	↑	↓
			10%	-1	20%	+5	-6
8	観光によるまちおこし	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の魅力アップ ・観光サイクリングのブランド化 ・観光情報発信の充実 ・観光推進体制の強化 	8%	↑	29%	↓	↑
			10%	+2	28%	-1	+3
向上ポイント数の合計			+11ポイント		+38ポイント		-27ポイント

基本目標3 魅力と活力を生む産業のまちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標3を構成する8施策全てで向上しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は104ポイント増加し、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）は増減がありません。合計すると104ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	多様な雇用の創出（工業の振興）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・就業支援の充実 ・女性の活躍推進 	50%	↑	3%	→	↑
			67%	+17	3%	+0	+17
2	多様な雇用の創出（勤労者に対する支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生産基盤の確保と農地の有効活用 ・「稼ぐ」農業の確立 ・多様な担い手の育成 ・市民や他産業と協働する「かぞ農業」の実現 	60%	↑	2%	↑	↑
			67%	+7	3%	+1	+6
3	農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街や地域商店の魅力アップ ・起業者やチャレンジ企業への支援 ・商店街や地域商業のにぎわい創出 	60%	↑	2%	↑	↑
			68%	+8	3%	+1	+7
4	商業の活性化（商業の振興）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業に対する支援 ・地場産業の振興 ・産業の連携 	60%	↑	4%	↓	↑
			68%	+8	3%	-1	+9
5	商業の活性化（産業の創出）	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の魅力アップ ・観光サイクリングのブランド化 ・観光情報発信の充実 ・観光推進体制の強化 	40%	↑	5%	↓	↑
			68%	+28	3%	-2	+30
6	地域経済の活性化（産業の創出）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業に対する支援 ・地場産業の振興 ・産業の連携 	40%	↑	5%	↓	↑
			61%	+21	4%	-1	+22
7	地域経済の活性化（工業の振興）	<ul style="list-style-type: none"> ・観光サイクリングのブランド化 ・観光情報発信の充実 ・観光推進体制の強化 	50%	↑	3%	↑	↑
			61%	+11	4%	+1	+10
8	観光によるまちおこし	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の魅力アップ ・観光サイクリングのブランド化 ・観光情報発信の充実 ・観光推進体制の強化 	49%	↑	8%	↑	↑
			53%	+4	9%	+1	+3
向上ポイント数の合計			+104ポイント		+0ポイント		+104ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標4 豊かな自然と快適な環境まちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標4を構成する8施策のうち7施策で向上しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は36ポイント増加しましたが、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）も1ポイント増加しています。合計すると35ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	環境学習・教育の推進	・環境学習・環境教育の充実	10%	↑	7%	↑	↑ +1
		・環境情報の共有	14%	+4	10%	+3	
2	環境活動の促進	・環境活動団体の育成・支援	10%	↑	8%	↑	↑ +4
		・環境美化・地域衛生の推進	16%	+6	10%	+2	
3	自然環境との共生	・自然環境の保全・再生・活用	15%	↑	10%	↑	↑ +4
		・水辺環境の保全・再生・活用	20%	+5	11%	+1	
4	美しい景観の形成	・緑化の推進	18%	→	19%	→	→ +0
		・美しい街並みの形成	18%	+0	19%	+0	
5	地球温暖化への対応	・省資源・省エネルギー対策の推進	8%	↑	16%	↑	↑ +4
		・再生可能エネルギーの推進	13%	+5	17%	+1	
6	循環型社会の構築	・環境にやさしい自動車利用等の促進	16%	↓	14%	-2	↑ +7
		・自転車利用の促進	17%	+5	14%	-2	
7	きれいな水の再生	・温室効果ガスの吸収源対策	11%	↑	15%	↓	↑ +8
		・気候変動への対応	12%	+5	12%	-3	
8	公害のない生活環境の確保	・省資源・省エネルギー対策の推進	9%	↓	8%	-1	↑ +7
		・再生可能エネルギーの推進	8%	+6	8%	-1	
向上ポイント数の合計			+36ポイント		+1ポイント		+35ポイント

基本目標4 豊かな自然と快適な環境まちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標4を構成する8施策全てで向上しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は74ポイント増加し、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）は6ポイント減少しています。合計すると80ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	環境学習・教育の推進	・環境学習・環境教育の充実 ・環境情報の共有	39% 52%	↑ +13	5% 4%	↓ -1	↑ +14
2	環境活動の促進	・環境活動団体の育成・支援 ・環境美化・地域衛生の推進 ・環境活動への参加・協働の推進	41% 54%	↑ +13	5% 5%	→ +0	↑ +13
3	自然環境との共生	・自然環境の保全・再生・活用 ・水辺環境の保全・再生・活用 ・緑の保全・創造・活用	55% 64%	↑ +9	3% 3%	→ +0	↑ +9
4	美しい景観の形成	・緑化の推進 ・美しい街並みの形成	56% 62%	↑ +6	5% 4%	↓ -1	↑ +7
5	地球温暖化への対応	・省資源・省エネルギー対策の推進 ・再生可能エネルギーの推進 ・環境にやさしい自動車利用等の促進 ・自転車利用の促進 ・温室効果ガスの吸収源対策 ・気候変動への対応	53% 68%	↑ +15	5% 3%	↓ -2	↑ +17
6	循環型社会の構築	・ごみの資源化・減量化の推進 ・ごみの適正処理	70% 75%	↑ +5	3% 2%	↓ -1	↑ +6
7	きれいな水の再生	・公共下水道の整備と適正な維持管理 ・農業集落排水処理施設の適正な維持管理 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・河川の浄化対策	70% 74%	↑ +4	1% 1%	→ +0	↑ +4
8	公害のない生活環境の確保	・公害の未然防止 ・監視測定の実施 ・生活環境の保全・指導	59% 68%	↑ +9	3% 2%	↓ -1	↑ +10
向上ポイント数の合計			+74ポイント		-6ポイント		+80ポイント

(第2次加須市総合振興計画 前期基本計画)

基本目標5 協働による持続可能なまちづくり

【満足度】

「満足度（推移の合計）」は、基本目標5を構成する10施策のうち6施策で向上し、4施策で低下しています。

令和元年度と令和6年度を比較すると、満足度（「満足」「やや満足」と回答した割合の合計）は15ポイント増加しましたが、不満足度（「やや不満」「不満」と回答した割合の合計）も30ポイント増加しています。合計すると15ポイントの減少となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する満足度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【満足度】 推移の合計
			満足 やや満足	推移	やや不満 不満	推移	
1	シティプロモーションの推進	・広報活動の充実 ・市の魅力発信の充実	12% 18%	↑ +6	12% 16%	↑ +4	↑ +2
2	広聴の推進	・対話の推進 ・広聴活動の充実	12% 9%	↓ -3	12% 11%	↓ -1	↓ -2
3	市民と行政との協働（市民と行政の協働）	・市民と行政との協働の推進 ・行政情報の公開 ・継による「ふるさとづくり」と地域コミュニティの活性化	10% 13%	↑ +3	11% 13%	↑ +2	↑ +1
4	市民と行政との協働(自治体間交流・国際交流)	・行政情報の公開 ・継による「ふるさとづくり」と地域コミュニティの活性化 ・自治体間交流の推進 ・国際交流の推進	7% 13%	↑ +6	11% 13%	↑ +2	↑ +4
5	地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成	・地域の特性を活かした土地利用の推進 ・良好な住環境の形成 ・UIJ ターン居住による定住の促進	10% 9%	↓ -1	22% 20%	↓ -2	↑ +1
6	交通ネットワークの構築・道路環境の向上	・県道の整備促進 ・利根川新橋の整備促進 ・南北幹線道路の整備促進 ・幹線市道・生活道路の整備 ・橋りょうの整備推進 ・道路環境の維持・向上	15% 16%	↑ +1	30% 28%	↓ -2	↑ +3
7	公園の維持・充実	・公園機能の充実 ・公園施設の適切な維持管理 ・様々な手による公園の維持管理	18% 16%	↓ -2	19% 30%	↑ +11	↓ -13
8	地域公共交通の充実	・コミュニティバスの充実 ・民間路線バス・タクシーの維持 ・鉄道の輸送力増強と利便性の向上	15% 14%	↓ -1	30% 41%	↑ +11	↓ -12
9	行政手続の利便性と窓口サービスの向上	・行政手続オンライン化の推進 ・窓口サービスの向上 ・個人情報の保護	17% 20%	↑ +3	14% 18%	↑ +4	↓ -1
10	効果的で効率的な自治体経営	・計画的な行財政運営 ・効果的な行政運営 ・職員の能力開発と時代に合った組織管理 ・公共施設等の適正な配置 ・広域行政の推進	9% 12%	↑ +3	14% 15%	↑ +1	↑ +2
向上ポイント数の合計			+15ポイント		+30ポイント		-15ポイント

基本目標 5 協働による持続可能なまちづくり

【重要度】

「重要度（推移の合計）」は、基本目標 5 を構成する 10 施策のうち 9 施策で向上し、1 施策で低下しています。

令和元年度と令和 6 年度を比較すると、重要度（「重要」「やや重要」と回答した割合の合計）は 84 ポイント増加し、非重要度（「やや重要でない」「重要でない」と回答した割合の合計）は 8 ポイント減少しています。合計すると 92 ポイントの増加となっています。

No	施策	具体的な施策	施策に対する重要度の推移 上段：R元年 下段：R6年				【重要度】 推移の合計
			重要 やや重要	推移	やや重要でない 重要でない	推移	
1	シティプロモーションの推進	・広報活動の充実 ・市の魅力発信の充実	35% 49%	↑ +14	8% 7%	↓ -1	↑ +15
2	広聴の推進	・対話の推進 ・広聴活動の充実	35% 39%	↑ +4	8% 7%	↓ -1	↑ +5
3	市民と行政との協働（市民と行政の協働）	・市民と行政との協働の推進 ・行政情報の公開 ・継による「ふるさとづくり」と地域コミュニティの活性化	41% 48%	↑ +7	5% 6%	↑ +1	↑ +6
4	市民と行政との協働(自治体間交流・国際交流)	・行政情報の公開 ・継による「ふるさとづくり」と地域コミュニティの活性化 ・自治体間交流の推進 ・国際交流の推進	31% 48%	↑ +17	11% 6%	↓ -5	↑ +22
5	地域の特性を活かした土地利用と良好な住環境の形成	・地域の特性を活かした土地利用の推進 ・良好な住環境の形成 ・UIJ ターン居住による定住の促進	53% 54%	↑ +1	3% 5%	↑ +2	↓ -1
6	交通ネットワークの構築・道路環境の向上	・県道の整備促進 ・利根川新橋の整備促進 ・南北幹線道路の整備促進 ・幹線市道・生活道路の整備 ・橋りょうの整備推進 ・道路環境の維持・向上	68% 72%	↑ +4	2% 1%	↓ -1	↑ +5
7	公園の維持・充実	・公園機能の充実 ・公園施設の適切な維持管理 ・様々な担い手による公園の維持管理	56% 63%	↑ +7	5% 5%	→ +0	↑ +7
8	地域公共交通の充実	・コミュニティバスの充実 ・民間路線バス・タクシーの維持 ・鉄道の輸送力増強と利便性の向上	68% 77%	↑ +9	2% 2%	→ +0	↑ +9
9	行政手続の利便性と窓口サービスの向上	・行政手続オンライン化の推進 ・窓口サービスの向上 ・個人情報の保護	54% 68%	↑ +14	4% 2%	↓ -2	↑ +16
10	効果的で効率的な自治体経営	・計画的な行財政運営 ・効果的な行政運営 ・職員の能力開発と時代に合った組織管理 ・公共施設等の適正な配置 ・広域行政の推進	50% 57%	↑ +7	4% 3%	↓ -1	↑ +8
向上ポイント数の合計			+84ポイント		-8ポイント		+92ポイント

(4) まちづくりの課題

前述の本市を取り巻く社会情勢や市民満足度の状況等を踏まえ、これまでの取組の評価を通じて把握した今後のまちづくりの課題を整理すると、大きく次の5つに分けられます。

- ①安全で安心な暮らしの確保
- ②未来の人づくりにつながる子育て支援や教育環境の充実
- ③産業の活性化と地域経済の好循環化
- ④自然環境の保全と地球環境問題への対応
- ⑤協働による一体感の醸成と持続可能なまちづくりの推進

①安全で安心な暮らしの確保

ア 水害対策においては、水害時における円滑な広域避難が重要な課題であり、洪水など防ぎきれない災害を想定し、市民が早期かつ円滑に避難できるよう、情報提供や避難訓練の充実を図るとともに、防災意識の向上と発令体制の迅速化が必要です。

また、埼玉県が事業主体となる一級河川中川および青毛堀川の整備・改修事業の促進が求められており、本市としては沿川自治体と連携し継続的な要望活動を行っていく必要があります。

さらに、線状降水帯の頻発や記録的短時間大雨による内水氾濫への備えとして排水施設の整備・管理や広域的な対策を進めるとともに、高齢者や障がい者など災害弱者への支援体制及び復旧支援を強化する必要があります。

イ 震災等の対策については、発生を予測することが困難であることから、引き続き住宅や公共施設の耐震化を進めるとともに、防災行政無線の整備や災害備蓄品の充実が必要となります。

また、地域や各家庭における平時からの備えも重要な課題であり、市民の防災意識の向上を図るための周知・啓発の強化に加え、地域の人的資源を活用しながら、防災の要となる自主防災組織の設立や、自主防災訓練・研修の実施に対する支援に重点を置いて取り組む必要があります。

ウ 近年、少子高齢化・核家族化、地域における人のつながりの希薄化が進み、防犯力の低下が懸念されています。市民の安全な暮らしを守るため、自主防犯組織の支援や子どもの見守り体制の整備を進め、警察と連携して特殊詐欺やインターネットを通じた犯罪の防止、迅速な情報提供が求められています。また、犯罪が発生しにくい環境を整備するため、防犯環境の整備や空家対策の充実が求められています。

併せて、SNS やインターネットを介した犯罪の防止にも努め、引き続き防犯意識の向上を図ることが求められます。

工 依然として歩行者・自転車の死亡事故や高齢者の関与する事故が増加していることから、市民一人ひとりの交通安全意識の向上や交通環境整備、救急活動の充実、交通事故被害者への支援体制の強化が必要です。

また、自転車事故による高額賠償事例を踏まえ、自転車保険加入の周知・促進を図るとともに、交通安全関係団体との連携による取組を推進することが求められます。

オ 火災や災害の大規模化・複雑化が進む中、市民の安全で安心な生活を守るために更なる消防力の強化が必要です。市民と一緒にした消防力の強化のため関係機関の活動体制の充実及び市民の防火防災意識を高めていくことが求められます。

特に、地域防災の中核である非常備消防の加須市消防団においては、団員確保の難しさや訓練の充実、資機材の整備などが課題であり、更なる支援が求められます。

カ 将来にわたり安全な水道水の安定供給の実現に向け、人口減少に伴う収益減少、施設の老朽化と更新需要の高まりとともに、更新費の増大や自然災害への対応など、多くの課題を抱えており、将来の水需要減少に対応にした統廃合やダウンサイジングなどを考慮した施設の計画的な更新・耐震化と、効率的な事業運営や財源確保による経営基盤の強化が必要です。

キ 健康寿命を更に延伸するため、本市において発症比率の高いがんや高血圧、糖尿病などの生活習慣病の対策を図る必要があります。これら生活習慣病の発症や重症化を予防するために、食生活、運動、飲酒、喫煙、歯や口腔、休養などの生活習慣の改善やスポーツに取り組むことのできる機会を充実させ、市民の健康意識向上と行動変容を促す取り組みが必要となります。

さらに、生活習慣病やがんを早期に発見するため、国保健診（特定健診）、特定保健指導及びがん検診の受診率を向上させる必要があります。

また、社会経済状況が大きく変化している中で、身体の健康だけでなく、こころの健康にも目を向ける必要があり、精神的な不調や悩みに対応できる相談体制の充実が求められています。

ク 「加須市スポーツ元気都市」を宣言し、スポーツの「楽しさ」、「喜び」を通した活力と魅力あるまちづくりを目指します。健康や体力の維持・増進のため、ライフステージに応じてスポーツに取り組むことのできる機会の充実が必要です。

女子野球をはじめとするトップスポーツチームとの交流機会の創出や、全国規模の大会の誘致・開催を推進し、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加意欲の向上を図ると同時に、市民に誇りと喜びを与えるようなアスリート支援を行います。

一方で、本市が所有するスポーツ施設の多くは老朽化による劣化等が見受けられることから、スポーツ施設の統廃合や快適に利用できる機能整備等が必要となります。

ケ 新型インフルエンザ等の感染症対策として、市民の生命と健康を守り、市民生活及び市民経済を安定させるため、関係機関等と連携し、対策を「準備期」「初動期」「対応期」の3段階に区分し、それぞれの段階に応じて迅速かつ適切に取り組む必要があります。

コ これまでの取組により地域医療は前進しましたが、今後は埼玉県済生会加須病院と市内医療機関との連携を強化し、医師等の医療従事者の確保や救急医療体制の充実、医療DXやパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の周知を進める必要があります。

また、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全な財政運営に取り組むことが求められます。

サ 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる医療・介護・福祉のニーズに適切に対応できるよう、医療・介護・福祉分野における人材の確保や連携を推進する必要があります。

また、複雑化・多様化する高齢者支援ニーズに適切に対応するための相談支援体制の強化や地域包括ケアシステムの確立を目指し、地域全体で高齢者を支援する体制を確立する必要があります。

また、認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の予防の取組と地域において認知症の人とその家族などを支える共生の取組を推進する必要があります。

さらに、医療や介護などに関するデータを有効に活用し、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進することが必要です。

シ 地域共生社会の実現に向けては、障がい者が住み慣れた地域で社会参加し、自立した生活を送ることができるように、障害に対する理解を促進する取組を進める必要があります。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者を地域で支える体制の整備も求められます。さらに、医療的ケア児を含む障がい児の発達支援や、家族が安心して暮らせる社会の実現に向け、誰もが生活しやすい地域環境の形成を目指しサービスの充実や体制整備などを地域全体で取り組むことが必要です。

ス 少子高齢化、災害や生活困窮など多様な課題に対応するため、市民と行政が協働し、誰もが役割を持って支え合う地域共生社会の実現が必要です。そのために、担い手不足の解消や多様な主体の参画を進めるとともに、ユニバーサルデザインやノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが安心して暮らせる生活環境を整備することが求められます。

セ 生活困窮者に対する就労支援に当たっては、引き続きハローワークと連携し、就労自立促進事業の十分な活用に加え、就労に向けた課題がある方に対しても支援をする必要があります。生活困窮者が抱える課題は複雑多岐にわたり、これまで以上に困窮の程度に応じて的確に対応するため、総合的な対策をとることが求められます。

また、消費生活の安全安心を確保するため、消費者団体や関係機関と連携しながら、消費生活相談の充実や高齢者等の見守り活動、消費生活情報の提供や啓発活動等により、消費者被害の未然防止やトラブル解決に努めることが求められます。

②未来の人づくりにつながる子育て支援や教育環境の充実

ア 経済的な事情や異性との出会いの機会の少なさ、不妊や不育症に関する悩みを解消し、今後も若い世代の人が結婚や出産に希望を持てるように支援を推進する必要があります。

また、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、産前・産後において不安なく子どもを産み育てられるよう、相談窓口の一層の充実やタイムリーな情報提供を行う必要があります。

さらに、子育て家庭への経済的支援の拡充や、地域での子育てしやすい環境整備が求められています。

イ 「こども基本法」の成立、「こども大綱」における支援対象の明確化により、こども・若者などの意見を施策に反映しつつ、必要な支援が途切れないよう継続的に支援することが求められています。こども・若者の貧困は、将来に与える影響が大きい上に、児童虐待、ひきこもりなどへとつながり得ることから、こども・若者の貧困対策を総合的に推進し、成長を支えていくことが必要です。

ウ 多様な働き方に対応し、子育てと仕事を安心して両立できる環境づくりが求められています。また、一人ひとりの保育ニーズに応じるために、質の高い多様な保育を推進することが必要です。市立保育所については、今後もセーフティネットとしての役割を果たすべく、安全性と保育の質の確保とともに、市全体として適正に配置していくことが必要となります。

エ 園児数が適正規模に満たない市立幼稚園は、教育の質の確保と効率的な運営を図る観点から、段階的な再編、統合、認定こども園化の検討を行い、柔軟な運営と利便性の向上を実現することが求められます。

さらに、特別な配慮を必要とする子どもの割合が増加傾向にあることから、個別支援への対応力がより一層必要とされています。

オ 他者との人間関係を苦手とする子どもたちが少なくないことから、他人の気持ちを思いやり、共感できる人間関係を築くための指導体制の充実が必要です。また、近年、外国籍の児童生徒数は増加傾向にあり、学校での生活、日本の生活習慣や文化に適応できるよう支援が求められています。さらに、特別な配慮を要する児童生徒への支援充実として、インクルーシブ教育の推進も求められています。

今後児童生徒が、急激にデジタル化が進む社会の中で主体的に生きる力を身に着けるためには、学ぶ意欲の醸成と確かな学力の向上が重要となります。そのために、個性と創造力を伸ばす教育やICTの効果的な活用を一層推進する教育環境の整備が必要となります。

また、学校施設の老朽化の進行や少子化による学校の小規模化等の背景から、計画的な学校施設の改修、学校再編や通学区域の見直しを検討し、持続可能な学校づくりが必要となります。

力 市民の学び直しをはじめとする学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供し、市民が持つ豊かな知識や経験を活かして地域で活躍する場の充実を図ることが求められています。

さらには、豊かな感性と創造力に富んだ芸術文化の振興を図り、郷土の文化財や伝統芸能を理解し、郷土愛を醸成し、次世代に継承することが必要です。

文化・学習センター4館及び加須未来館は、教育施設として機能を充実させ魅力をアップすることが必要となっています。

また、近年の携帯情報端末やインターネットの普及による「読書離れ」が指摘される中、図書館では、資料の充実に努めるとともに、Wi-Fi環境の整備や図書資料のデジタル化を進めていく必要があります。さらには、将来を見据えた特色ある図書館となるよう見直すことが必要です。

キ わが国の憲法や世界人権宣言において人権保障の重要性が認められ、さらに、各法令や県条例が近年施行されました。こどもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害などの問題は、複雑・多様化しています。同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決し、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、人権教育に取り組む指導者の育成を含め、市民やNPO、企業、各種団体等の参加・協働による地域に密着した人権教育・啓発の推進が求められています。

また、市民が気軽に安心して相談できるよう、相談員の資質の向上、相談体制の充実、相談機関の周知などが求められています。

ク 日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性に対する支援が法的にも定められる中、社会の様々な場における男性と女性の意識と役割の実態の格差が生じており、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保、様々な利益の享受、そしてともに責任を担う社会にする必要があります。男女が互いの立場を尊重・理解するとともに、多様性も認め合うジェンダー平等の理念の下、市民相互の一体感のある地域社会を確立するため、絆づくりを基本姿勢として、今後更に積極的な男女共同参画社会の推進を図っていくことが求められます。

③産業の活性化と地域経済の好循環化

ア 道路交通網を活かした新たな産業立地基盤を整備し、企業誘致を図る必要があります。しかししながら、市内には農業振興地域内の農用地区域が多く、関連法令等の規制や課題があり、新たな用地の確保には相当の調整が必要です。また、女性や高齢者、障がい者など、社会構造の変化に伴う多様な就労ニーズを踏まえた就業支援の充実が求められています。

イ 将来的な農業の経営安定化や効率化を目指すために、地域の実情に即したほ場整備や農地利用集積等の生産基盤の強化とともに、水稻のほか高収益農作物への転換やブランド化による収益性及び品質向上、気候変動対策、農業生産性の向上に資する技術導入が必要となります。また、農業従事者の高齢化、後継者不足、稻作農業を中心とした担い手不足、耕作放棄地の発生、米の需給問題への対応とともに、多くの市民が農業に触れる機会を創出し、地産地消をはじめ農産物の供給など、農業の重要性の理解促進や農業の活性化への様々な取組が求められています。

ウ 駅と一体であった商業施設の撤退や空き店舗の増加など商業環境の変化に対して、既存の商業施設や商店の経営継続を支援する取組とともに、空き店舗の活用、意欲ある商業者や新たに起業する者等を支援する取組が必要となります。また、加須駅周辺の新たなまちづくりによるにぎわい創出が求められています。

エ かつて盛んに行われてきた地場産業が、現在は多様な業種へと変化し、市内の経済と雇用を支えていますが、空き店舗や事業所の移転、廃業が進んでいる中で、中小企業の経営安定化と基盤強化に向け、新たな創業や経営革新、企業連携などへの支援が求められています。

オ 本市の自然や祭り・文化、農業、スポーツ、サイクリングなどの観光資源を活かした観光振興を推進するとともに、新たな観光コンテンツの開発に取り組みながら誘客を促進していく必要があります。さらに、関係機関や周辺自治体等と連携し、広域的な視点からの観光振興も必要となります。

④自然環境の保全と地球環境問題への対応

- ア 市民一人ひとりが環境問題や取組に対する理解を深めるための機会や場づくりを進めながら、参加・体験を基本とする環境学習・環境教育を推進していくとともに、環境意識の向上を図ることが必要です。
- イ 地域の環境美化や地域衛生の向上のために団体・リーダーの育成や組織の充実を図るとともに市域の誇りである自然環境を保全するため、水辺や緑の環境の保全・再生・活用に取り組むとともに、市内の関係団体の活動が継続できる支援を行い、次の世代へ活動をつなげていくことが必要です。
- ウ 浮野の里や、風の里、オニバス自生地、お花が池などの水辺環境の保全や、代表的な景観である武蔵野の面影を残す屋敷林等の保全、そして環境にやさしい環境保全型農業の促進に努めるとともに、生態系に影響を与え、農作物などに被害を与えるおそれのあるアライグマなどの特定外来生物や、鳥獣害の駆除・予防に努めることが必要です。
- エ 市内に広がる広大な田園風景や用排水、市の木「サクラ」、加須未来館周辺で栽培されている市の花「コスモス」など地域の日常に溶け込んだ景観の保全・活用に努めるとともに、地元との協働による継続した景観形成が必要です。特にサクラのクビアカツヤカミキリによる被害の拡大の防止が必要です。
- オ 「加須市ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量の削減の推進や再生可能エネルギーの最大限活用を促進していくとともに、地球温暖化に伴う気候変動の被害の防止・軽減を図ることが必要です。
- カ 全国トップレベルのリサイクル率を維持しながら、ごみの資源化・減量化とサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に努めるとともに、新たな製品等の出現に応じた適切な分別の周知や、従来の仕組みの補完、ごみ処理施設の計画的な再編が必要です。
- キ 生活排水の適正処理を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽による総合的な生活排水対策を推進していくことが必要です。
- ク 公害の監視測定を継続するとともに、発生源対策、公害苦情の迅速・適切な処理などの公害の未然防止を図るとともに、生活環境の保全に向けた空地の適正管理や不法投棄パトロールの実施、動物愛護と適正飼養に係る啓発や飼い主等への指導が必要です。

⑤協働による一体感の醸成と持続可能なまちづくりの推進

ア 広報紙や SNS (LINE、X、Facebook 等) の特徴を活かし、タイムリーな情報発信や市の魅力を発信する画像・動画によりフォロワー数が増加しています。今後もデジタル社会の変化に対応した、迅速かつ効果的なシティプロモーションの展開が必要となります。

また、市民・来訪者など多様な対象に向けて的確な情報提供を行うとともに、郷土への誇りや愛着を育み、交流人口や定住人口の増加を目指すシティプロモーションが求められています。

イ 各種会議、イベントなどを通じて市民と市長が直接対話する機会や市職員が窓口対応等による市民との対話において、市政に対する意見・要望などを伺い、相互理解と信頼の構築に努めています。

また、各種団体等からの要望も市民を代表する声として受け付け、さらに、手紙・メール・アンケートなど様々なチャンネルを活用した広聴活動を展開し、市民の意見・要望などを幅広く伺っています。

協働による持続可能なまちづくりのため、市民と行政が情報や目標を共有し、市民の声を市政に反映し、市政への市民参画の促進する必要があります。

ウ 「加須市協働によるまちづくり推進条例」に基づき、市民と行政が役割分担し協働を推進しています。市民がまちづくりに参加しやすい環境をつくり市民活動の活性化を図るため、自治協力団体やボランティア活動を支援し、地域の誇りと愛着を育む地域社会づくりを目指す必要があります。

また、外国人の定住者が増えているため、暮らしやすい環境の整備が必要となっています。互いの文化や価値観などの違いを認め合う機会を提供するなど、多文化共生社会の構築が求められています。

さらに、情報公開制度の適正運用や選挙参加、他自治体との交流の促進も重要な取組となってきます。

エ 東北自動車道加須インターチェンジや国道 125 号などの国県道の整備が進んだことによる交通利便性を活かし、秩序ある産業目的の土地利用を推進することが必要となります。

加須駅周辺では、駅と一体となった商業施設跡地などへの対策のほか、埼玉県済生会加須病院開院を契機に都市的な土地利用を図り、にぎわいを創出することが求められています。

また、市街化区域の占める割合が小さく、市街化調整区域では、都市計画法第 34 条第 11 号による民間住宅開発が多く行われていることから、適切な開発指導を行い、田園都市にふさわしい住環境の形成に努める必要があります。

オ 国・県道整備により利便性は向上しましたが、依然として渋滞や未整備区間が残るため、今後も県道の整備促進に加えて、県域を越える広域避難経路の確保や緊急輸送道路としての活用などが見込まれる「利根川新橋」の整備を促進するために、近隣自治体と連携し、国や県へ要望活動を継続することが求められています。

また、鉄道などによるまちの分断や踏切による慢性的な交通渋滞を解消するためには、市内を南北に結ぶ幹線道路の整備促進が必要となります。

さらに、国・県道とのネットワークを構築するための計画的な幹線市道の整備、公平性・効率性のため加須市生活道路整備事業評価システムに基づく生活道路の整備及び老朽化した橋りょうや舗装・側溝の修繕を計画的に実施することが必要です。

力 公園を4形態に分類し、防災機能も含めた整備を推進してきました。一方で、今後の少子高齢化による公園利用状況を見据え、公園の廃止や統合、施設の再配置を検討し、公園形態の分類の見直しが必要となります。

また、市民からのニーズが高い加須駅南口への公園整備に応えることも求められています。

さらに、公園づくりにおいて、誰もが安心して利用できる公園施設の整備と、市民との協働による維持管理を進めていくことが必要となります。

キ 交通弱者支援のためコミュニティバス「かぞ絆号」の利便性向上と安定した持続的運行体制の見直しが求められています。加えて、自動運転バス等の導入を検討するなど、移動手段の充実と確保が必要です。

また、地域公共交通について、民間路線バスやタクシー事業者との連携でそれぞれの役割を担いながら、ともに地域交通を支えていくことが必要となります。そのため、利用者減や運転手の高齢化等の課題を抱えている市内公共交通事業者の存続を支援することも必要となります。

さらに、鉄道事業者や関係機関に対して輸送力増強等の要望も継続し、利便性の向上を求めていく必要があります。

ク 多様なニーズに的確かつ迅速に対応するため、デジタル技術を活用したサービス提供の基盤となるマイナンバーカードの普及や、市役所を訪れることなく行政手続ができるオンライン化など、利便性とサービスの充実を図る必要があります。

一方で、利便性の向上には情報セキュリティ対策が不可欠であり、安心して利用できる環境整備を進めていくことが必要です。

ケ 多くの公共施設で老朽化が進み、老朽化対策を進めながら人口規模に見合った施設となるように、公共施設の統廃合と適正な配置の実現が求められています。

また、少子高齢化の進展をはじめ、制度改革や新たな行政需要に対応するため、行政評価による事業見直しやDXの推進による事務改善など、新たな行政サービスや財源確保策が必要です。最適の人員で最大の効果が挙げられる組織や定員管理に加え、職員の能力開発を継続して行う必要があります。

さらに、多様化する市民ニーズや自然災害などの広域課題には、他自治体との連携強化で対応することが必要です。

⑥課題に対応するための横断的な取組

DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用し、地域課題の解決・改善を図る

少子高齢化による人口構造の変化に加え、市民のライフスタイルや価値観の多様化など本市を取り巻く環境が大きく変容していく中にあって、持続可能な地域社会を形成していく上で、地域の課題への取組に対し、市民に最も身近な地方公共団体として求められる役割は大きく、本市においても、①から⑤までに前述したようなあらゆる分野の課題に対応するための共通の手段として、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進は不可欠です。

本市における DX（デジタル・トランスフォーメーション）の定義

※加須市 DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画抜粋

DX は、デジタル化から社会の仕組みを、よりよい方向へと変革しようとする考え方を含む概念です。そして、その実現には、デジタル化による変化を浸透させつつ、段階を経ながらステップアップすることが必要です。

デジタル化は目的ではなく手段に過ぎず、また、単にデジタルを活用することではなく、同時に業務・サービス・仕事・組織などのあり方までをも変革するための手段であることを忘れてはなりません。

本市では、DX を「変わる」ではなく「える」といった能動的な観点を強く意識し、「デジタル技術を活用し、市民サービスの向上や業務・働き方を改革することで、新たな価値を創出し、一人ひとりの人生を、より豊かにする」ことを定義付けることとします。

